

# デジタル・ヒューマニティーズ（DH） 研究に関する権利問題ガイド

2024年3月

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構  
DH 権利問題支援ツール検討会

## はじめに

- 人間文化研究機構では、2022年度から6年間の重要課題として、「デジタル・ヒューマニティーズ（DH）」の推進を掲げています。DHについて、人間文化研究機構では、「人文学の様々な分野・手法にデジタル技術を適用・応用する研究分野であると同時に、他分野の研究者や社会の人々が集まり、横断的に議論し、新たな研究領域を共創する場や関連する研究基盤を含めた総体であり、次世代に向けた知の創成の基盤である」と位置付けています（<https://dh.nihu.jp/about>）。DH研究を実践していくにあたっては、人間文化研究の研究資源のデジタル化や公開、そのデータを用いた分析などが必要になりますが、その際には著作権をはじめとした権利関係を適切に処理する必要があります。
- 本ガイドは、DH研究を実践するにあたって、研究者が直面する可能性がある主な権利問題について、主なポイントをまとめたものです。DH研究活動に関する権利問題は、著作権が問題として取り上げられることが多いものの、実際の研究を進める上では、肖像権や個人情報、プライバシーなどが問題になることも少なくありません。本ガイドでは、著作権、肖像権、個人情報、プライバシーについて簡単に紹介した後、Q&A方式で主な権利問題等について解説しています（肖像権や個人情報、プライバシーについては、DH研究で扱うデータ等の個別の事情に応じた検討の必要性が著作権の場合以上に大きいことから、Q&Aは著作権の問題を中心に作成しています）。
- 本ガイドは、2023年9月に立ち上げた「DH権利問題支援ツール検討会」での議論を踏まえて、2024年1月1日時点で施行されている我が国の法令に基づき作成したものです。本ガイドは、直ちに法的アドバイスや法的見解を表明するものではなく、研究者や研究機関がDH研究に関する権利問題を検討する上での、主な考慮事項等を示すことを意図しています。また、本ガイドは、検討会での検討結果をまとめたものであり、人間文化研究機構の公式な見解を示すものではありません。
- 本ガイドは、人間文化研究機構デジタル・ヒューマニティーズ促進事業公式ウェブサイト（<https://dh.nihu.jp>）にも同内容のものが掲載されます。本ガイドは、今後もアップデートしていく予定です。アップデート後のガイドは、同ウェブサイトに掲載する予定です。
- 本ガイドは、CC-BY ライセンス（バージョン4.0）によって利用が許諾されています。CC-BY ライセンスの詳細は、クリエイティブ・コモンズのウェブサイトからご確認ください（<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>）。

出典の記載例：DH権利問題支援ツール検討会「デジタル・ヒューマニティーズ（DH）研究に関する権利問題ガイド」（2024年3月）





## 目 次

<b>1. 著作権</b> .....	<b>1</b>
1.1. 著作権／著作物とは？ .....	1
1.2. 著作物を許諾なしで利用できる場合 .....	2
<b>2. 肖像権</b> .....	<b>5</b>
2.1. 肖像権とは？ .....	5
2.2. 肖像権侵害の要件 .....	5
2.3. パブリシティ権 .....	6
<b>3. 個人情報保護法</b> .....	<b>7</b>
3.1. 個人情報とは？ .....	7
3.2. 個人情報の扱いにあたって課される主な規律 .....	7
3.3. 学術研究目的での個人情報の利用 .....	8
<b>4. プライバシー</b> .....	<b>10</b>
4.1. プライバシーとは？ .....	10
4.2. プライバシー侵害の判断 .....	11
<b>5. 権利問題 Q&amp;A</b> .....	<b>13</b>
5.1. 総論 .....	13
5.2. 研究データ等の取得時・利用時 .....	19
5.3. 研究データ等の公開時 .....	23



# 1. 著作権

## 1.1. 著作権／著作物とは？

### 著作権

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）において、作者には、「著作者人格権」と「著作権」とが与えられています（17 条）。著作者人格権と著作権とは、いずれも様々な権利の束であり、次の表に示した権利で構成されています。

著作者人格権	著作権（財産権）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公表権（18 条）</li> <li>• 氏名表示権（19 条）</li> <li>• 同一性保持権（20 条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複製権（21 条）</li> <li>• 上演権・演奏権（22 条）</li> <li>• 上映権（22 条の 2）</li> <li>• 公衆送信権・公の伝達権（23 条）</li> <li>• 口述権（24 条）</li> <li>• 展示権（25 条）</li> <li>• 頒布権（26 条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 譲渡権（26 条の 2）</li> <li>• 貸与権（26 条の 3）</li> <li>• 翻訳権・翻案権等（27 条）</li> <li>• 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28 条）</li> </ul>

著作者は、上の表に示した権利を享有しています。したがって、著作物をコピーすること（複製）や、インターネットにアップロードして公開すること（公衆送信の一種）などは、原則として複製権や公衆送信権を有している著作者のみが行うことができます。

著作権は、他人に譲渡することができ、著作権を有する者は「著作権者」と呼ばれます（ただし、著作者人格権は譲渡することができません）。また、著作権者は、著作物の利用を許諾することができます。

なお、俳優や演奏家などの実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者には、著作権とは別に「著作隣接権」という権利が与えられています。

また、いわゆる海賊版の輸入やリンク提供などは著作権等の侵害とみなされ（113 条 1 項～ 10 項）、名誉・声望を害する方法で著作物を利用することは著作者人格権の侵害とみなされます（113 条 11 項）。

### 著作物

著作権の対象となる「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義されています（2 条 1 項 1 号）。具体的には、小説や脚本、論文、講演、音楽、振付、絵画、地図、映画、写真、プログラムなどが著作物として保護されます。

一方で、単なる事実を表したにすぎないデータは、「思想又は感情」を含むものではないため、著作物として保護されません。例えば、実験機器から得られた実験データは、そのデータの取得のためにいくらか手間や予算がかかったとしても、そのデータは実験の結果という事実を示すものであるため、著作物として保護されません。また、古文書などのくずし字を活字化する「翻刻」は、原文を忠実に活字化することが重要であり、正確に作業がなされれば誰が翻刻しても同じ内容となることから、翻刻で活字化された文書は著作物として保護されないと考えられます。また、単なる事実のほか、「表現」には至らないアイデアも著作物としては保護されません。アイデアを表現したものは著作権で保護されますが、あくまで保護されるのは「表現」そのものであり、アイデアではありません。したがって、アイデアが同じであっても全く別の表現がなされた場合には、著作権は及びません。例えば、新しい学説を論文で発表した場合、論文で表現された学説

についての記述に創作性が認められれば、その記述自体は著作権で保護されますが、学説自体はアイデアであり、著作権では保護されません。仮にその新しい学説自体が著作権で保護されてしまうと、学問などの文化を更に発展することができなくなってしまうためです。したがって、その学説を、他人が元の論文とは異なる表現で自分の論文で出典を示すことなく使ったとしても、研究倫理上の問題にはなっても、著作権侵害にはなりません（参考：大阪高判平成6年2月25日・平成2年（ネ）第2615号〔脳波数理解析論文事件〕）。

なお、単なる事実を表したにすぎないデータは著作物として保護されませんが、そのデータが集まって構成されたデータベースは著作物として保護される場合があります（12条の2第1項）。ただし、データベースとして保護される場合であっても、個々のデータまで保護されるわけではありません（第5章Q1も参照）。

## 1.2. 著作物を許諾なしで利用できる場合

著作物を利用できるのは、原則として著作権者と、著作権者から利用の許諾を得た者だけです。ただし、以下のような場合には、著作物を許諾なしで利用することができます。

### 権利制限規定

権利者の経済的利益を害さないような利用や、公益性の高い利用については、著作権法に定められた一定の条件の下で、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用することができます。著作権者の許諾を得ずに著作物を利用することができる場合を定めた規定は、「権利制限規定」と呼ばれています。

#### 権利制限規定の例

- 私的使用のための複製（30条）
- 付随対象著作物の利用（写り込み）（30条の2）
- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）
- 図書館等における複製等（31条）
- 引用（32条）
- 教育機関における複製等（35条）
- 営利を目的としない上演等（38条）
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示（45条）
- 公開の美術の著作物等の利用（46条）
- 美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）
- 所在検索サービス、情報解析等に付随する軽微利用等（47条の5）

図書館での資料の複製や引用など、研究活動でも多くの権利制限規定の恩恵を受けています。ただし、権利制限規定には、著作物を利用できる範囲などに様々な条件があります。本ガイド第5章のQ&Aでも権利制限規定をいくつか取り上げていますが、文化庁ウェブサイトには「著作権テキスト」など、様々な著作権教材が無料で提供されていますので、適宜参照してください。

## 存続期間の満了

著作権は、永遠に保護されるわけではなく、存続期間（著作権法上、著作物には「保護期間」、著作権には「存続期間」という用語が用いられていますが、本ガイドでは「存続期間」で統一します）が決まっています。

存続期間は、原則として、著作物の創作時から著作者の死後 70 年を経過するまでとなります（51 条）（例：2024 年 4 月 1 日に著作者が死亡した場合、死亡した年の翌年の 2025 年 1 月 1 日から 70 年の算定が始まり、2094 年 12 月 31 日の経過時に存続期間が満了することになります）。なお、二人以上が共同で創作した著作物である共同著作物（2 条 1 項 12 号）の著作権の存続期間は、最後に死亡した著作者の死後 70 年を経過するまでとなります（51 条 2 項括弧書き）。

無名または周知ではない変名（ペンネームなど）の著作物や、法人などの団体名義の著作物、映画の著作物の存続期間は、原則として公表から 70 年間となります（52 条、53 条、54 条）。

存続期間を満了した著作物は、パブリックドメインとして自由に利用することができます。存続期間には例外もあるため、第 5 章の Q&A（Q2、Q3）も参照してください。

## 裁定制度

裁定制度とは、権利者が不明であったり、権利者が分かっても所在が不明であるなどの理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない著作物（「オーファンワークス」や「孤児著作物」と呼ばれます）について、文化庁長官の裁定を受け通常の使用料の額に相当する額の補償金を供託することで、適法に利用することができるという制度です（67 条関係）。なお、国立大学法人や大学共同利用機関法人、地方独立行政法人などは、事前の供託は免除されます（補償金の支払いが免除されるわけではなく、権利者と連絡が取れるようになったときに補償金を権利者に直接支払います）。

裁定制度を利用するためには、権利者と連絡を取るための「相当な努力」として、権利者の情報の収集などを行う必要があります。具体的にどのような措置をとることで「相当な努力」と認められるのかは、文化庁著作権課が作成している「裁定の手引き」に書かれています。裁定制度を利用する際は、手引きを参照して必要な措置を講じてください。

その他、裁定制度の具体的な手続などの詳細は、文化庁ウェブサイトで最新の情報を確認してください。

また、2023 年の著作権法改正により、2026 年 5 月までに新たな裁定制度が始まる予定です（改正法施行後の 67 条の 3 関係）。新たな裁定制度では、権利者団体などによる集中管理がされておらず、かつ、著作権者等の利用可否に係る意思が明らかでない著作物について、現行制度よりも簡素な手続により利用が可能になると言われています。ただし、現行の裁定制度には利用期間の定めはありませんが、新たな裁定制度では利用期間は 3 年までとなっている（再申請により更新可能）など、現行の裁定制度とは異なる点があります。具体的な手続などの詳細は、今後決められていく予定です。



新旧裁定制度の比較表

	現行の裁定制度（67条関係）	新たな裁定制度（67条の3関係）
対象	公表著作物等（公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物）	未管理公表著作物等（公表著作物のうち、①著作権等管理事業者により管理がなされておらず、かつ、②その利用可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものが公表されていない著作物等）
要件	利用者が相当な努力を払っても著作権者が不明であったり、連絡ができなかったりした場合に、裁定を受けることで著作物等を利用できる	著作権管理団体が管理しておらず、利用の可否など著作権者等の意思が確認できない場合に、裁定を受けることで著作物等を利用できる
効果	権利者が見つかった後も利用を継続することが可能	著作権者から申出があるまでの間は利用可能
利用期間	上限無し	上限3年間（再申請による更新は可能）
窓口	文化庁長官（文化庁）	文化庁長官の登録を受けた登録確認機関

〈参考〉

- 文化庁ウェブサイト「令和5年度著作権テキスト」  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>
- 文化庁ウェブサイト「著作権 Q&A ～教えてぶんちゃん～」  
[http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken\\_qa/](http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/)
- 文化庁ウェブサイト「著作権者不明等の場合の裁定制度」  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/1414110.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html)
- 文化庁著作権課「裁定の手引き：権利者が不明な著作物等の利用について」（令和5年9月）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/93947601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/93947601_01.pdf)
- 文化庁ウェブサイト「令和5年通常国会 著作権法改正について」  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/)
- 奈良文化財研究所「奈良文化財研究所研究報告 第34冊『文化財と著作権』」（2022年3月）  
<https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/9960110.html>

## 2. 肖像権

### 2.1. 肖像権とは？

写真や映像などのデータに人物が写り込んでいる場合には、肖像権の問題になり得ます。肖像権は、法律の明文で定められた権利ではなく、裁判上で認められているものです。最高裁判例では、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである」（最大判昭和 44 年 12 月 24 日・昭和 40 年（あ）第 1187 号〔京都府学連デモ事件〕）、「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」、「また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである」（最判平成 17 年 11 月 10 日・平成 15 年（受）第 281 号〔法廷内撮影事件〕）、「人の氏名、肖像等（……）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」（最判平成 24 年 2 月 2 日・平成 21 年（受）第 2056 号〔ピンク・レディー de ダイエット事件〕）と判示されています。

以上のように、肖像権による保護は、「撮影」行為と「公表」行為の両方に及ぶと考えられており、肖像等の撮影の許諾を得た場合であっても、公表についてまで被撮影者が許諾しているかは別であるため、注意が必要です。また、肖像権は、写真だけでなく、肖像等が表されたイラスト画にも発生するとされています（前掲〔法廷内撮影事件〕）。

### 2.2. 肖像権侵害の要件

肖像権の侵害となる要件には議論がありますが、最高裁が示した判決では、次の 6 つの考慮要素等を総合考慮した結果、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えると侵害になる、という基準が示されています（前掲〔法廷内撮影事件〕）。

- ① 被撮影者の社会的地位
- ② 撮影された被撮影者の活動内容
- ③ 撮影の場所
- ④ 撮影の目的
- ⑤ 撮影の態様
- ⑥ 撮影の必要性

肖像権を侵害するものであるか否かの検討に当たっては、デジタルアーカイブ学会の「肖像権ガイドライン」が参考になります。肖像権ガイドラインでは、肖像権に関する過去の裁判例等を参考に、上記の考慮要素を中心にポイント化し（被撮影者の社会的地位について、公人であれば +20、16 歳未満の一般人であれば -20 など）、各要素のポイントの合計がプラス値であれば公開に適する、という「ポイント計算」による肖像権の判断基準を示しています。例えば、被撮影者が若年者である場合や、私生活に関する状況や社会

的偏見につながり得る情報が写っている場合は、公開に適さない方向にポイント計算されます。肖像権ガイドラインは、あくまで非営利目的のデジタルアーカイブ機関による所蔵写真の公開を想定するものですが、多くの過去の裁判例も簡潔にまとめられており、研究機関や研究者による公開の場合にも参考になるものと考えられます。

### 2.3. パブリシティ権

政治家などの公人や芸能人などのいわゆる著名人の肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、そのような顧客吸引力を排他的に利用する権利は、特に「パブリシティ権」と呼ばれています。

パブリシティ権侵害の判断基準として、最高裁判例では、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」に侵害になるという基準が示されて、そのような場合に当たる類型として、次の3類型が例示されました（前掲〔ピンク・レディー de ダイエット事件〕）。

- ① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合
- ② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合
- ③ 肖像等を商品等の広告として使用する場合

研究目的で著名人などの肖像を用いる場合は、通常は「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」には当たらない場合が多いと考えられます。ただし、研究目的であることから直ちにパブリシティ権侵害が生じないわけではありませんので、留意は必要です。

〈参考〉

- デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン～自主的な公開判断の指針～」(2023年4月補訂)  
<https://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline/>

## 3. 個人情報保護法

### 3.1. 個人情報とは？

アンケート調査における個票データなど、DH 研究で扱うデータにも個人に関する情報が含まれる場合があります。個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号。正式名称は「個人情報の保護に関する法律」）では、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（……）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」または「個人識別符号が含まれるもの」と定義されています（2 条 1 項各号）。

「生存する」個人に関する情報であることから、死者の情報は、原則として個人情報として保護されません（第 5 章 Q2 も参照）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問いません（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2-1）。また、「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A1-1）。

したがって、氏名が分からないものであっても、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めることのできる映像や音声情報等は個人情報に当たります。また、インターネット上などで公表されている情報であっても、特定の個人を識別できる情報は個人情報に当たります。

「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができる符号として政令で定められたものをいいます。詳細は、個人情報保護委員会が公表しているガイドライン等を参照してください（ガイドライン通則編 2-1、2-2）。

#### 要配慮個人情報

DH 研究において、フィールドワークなどで収集した情報には人種や信条などの情報が含まれることもありますが、そのような情報は、不当な差別や偏見その他の不利益を生じないように特に配慮が必要な個人情報である「要配慮個人情報」として、特に手厚く保護されています。

要配慮個人情報には、人種や信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、心身の機能の障害などの情報が該当します（詳細はガイドライン通則編 2-3 を参照）。要配慮個人情報は、原則として取得時に本人同意が必要であることなど、通常の個人情報に比べて厳しい規律が設けられています。

### 3.2. 個人情報の扱いにあたって課される主な規律

個人情報を含む情報を検索できるように体系的に構成した、「個人情報データベース等」（詳細はガイドライン通則編 2-4 を参照）を事業の用に供している場合は、個人であっても「個人情報取扱事業者」として、様々

な規律の対象になります。非営利であっても個人情報保護法上の「事業」にあたり（ガイドライン通則編 2-5）、研究者による研究活動も「事業」にあたります。

個人情報取扱事業者に課される規律には様々なものがあり、主なものとして以下が挙げられます。各規律の詳細や以下に挙げたもの以外の規律は、本章末尾（参考）に挙げている、個人情報保護委員会が公表しているガイドラインや説明資料を参照してください。

### 個人情報取扱事業者に課される主な規律

- 利用目的の特定（17条）
- 利用目的による制限（利用目的の範囲内で利用する）（18条）
- 不適正な利用（法令違反行為、及び法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為を助長し、又は誘発するおそれのある利用）の禁止（19条）
- 適正な取得、要配慮個人情報を取得する際の事前同意（20条）
- 利用目的の通知または公表（21条）
- データ内容の正確性の確保等（22条）
- 個人データの安全管理措置に係る規律（23条～26条）
- 個人データ等の第三者への提供の制限に係る規律（第三者への提供にあたっては、原則として事前に本人の同意が必要）（27条～31条）
- 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正等、利用停止等の請求に係る規律（32条～39条）
- 個人情報の取扱いに関する苦情の処理（40条）

なお、外国に居住する外国人の個人情報を日本で扱う場合、日本の個人情報保護法が適用されますが、日本法だけでなく、その外国人が居住する外国の法令も適用される場合があります。例えば、EUにおける個人情報保護ルールを定めている「一般データ保護規則（GDPR）」（Regulation（EU）2016／679）は、EU域内に拠点のない管理者または処理者であっても、EU域内のデータ主体に対して物品やサービスを提供する場合（有償・無償を問わない）や、データ主体の行動の監視を行う場合には、GDPRが適用されると定めています（GDPR 3条2項（a）・（b））。英語で全世界向けに展開されるサービスというだけで、直ちにGDPRが適用されるわけではありませんが、ドイツ語やフランス語などでサービスを展開する、ユーロで参加費や利用料を徴収するなど、EUの加盟国を対象とするサービスを展開する場合には、GDPRが適用される可能性に留意が必要です。なお、GDPRは、学術研究目的による個人データの取扱いについて、加盟国に立法を委ねる規定を置いていますので、加盟国のデータ保護法も確認するようにしてください。

### 3.3. 学術研究目的での個人情報の利用

個人情報を扱うにあたっては、先に挙げたような様々な規律が課されますが、①「学術研究機関等」が、②「学術研究目的」で個人情報を取り扱う場合であって、③個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合には、個人情報取扱事業者に課される規律が例外的に一部緩和されます。

①「学術研究機関等」には、国公立・私立大学などの学術研究を主たる目的とする機関やその所属者などが含まれます（ガイドライン通則編 2-18）。②「学術研究目的」における「学術」には、あらゆる学問分

野の研究活動やその所産としての知識・方法の体系が含まれます。「学術研究目的」から除かれるものとして、製品開発を主目的とした研究が挙げられます（ガイドライン通則編 2-19）。ただし、①および②を満たす場合であっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、例外的な措置は適用されず、原則のルールを守る必要があります（上記③）。

上記①～③を満たす研究活動の場合には、(a) 利用目的による制限（18条1項）、(b) 要配慮個人情報の取得制限（20条2項）、(c) 第三者提供の制限（27条1項ほか）の3つの制限が、例外的に緩和されます。

学術研究における個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会がまとめた「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」や、国立情報学研究所が公開している「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック」にまとめられています。詳しくは、それらの資料を参照してください。

#### 〈参考〉

- 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月、令和5年12月一部改正）  
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（令和5年9月）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon\\_202309.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202309.pdf)
- 個人情報保護委員会「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）」（令和3年6月）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623\\_gakujutsu\\_kiritsunokangaekata.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf)
- 個人情報保護委員会「諸外国・地域の法制度」  
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>
- 国立情報学研究所「オープンサイエンスのためのデータ管理基盤ハンドブック ～学術研究者のための“個人情報”の取扱い方について～」（2022年7月）  
<https://repository.nii.ac.jp/records/2000318>



## 4. プライバシー

### 4.1. プライバシーとは？

DH 研究のための情報を収集した結果、収集された情報のなかに、ある人にとって公開されたくない事実などのプライバシーに関する情報が含まれている場合もあるかと思えます。プライバシーは、肖像権と同じく法律の明文で定められておらず、裁判上で認められているものです。「プライバシー」がどのような権利を意味するのかについては、様々な議論がなされています。日本で最初にプライバシー侵害が争われた裁判例では、「いわゆるプライバシーは私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」とされています（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日・昭和 36 年（ワ）第 1882 号〔『宴のあと』事件〕）。その後の最高裁判決では、プライバシーに関して、例えば次のような判示がなされています。

#### プライバシーに関する主な最高裁判決等

<p>最三小判昭和 56 年 4 月 14 日 ・昭和 52 年（オ）第 323 号 〔中京区長前科照会事件〕 ※区長が弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に応じて前科及び犯罪経歴を報告した事例</p>	<p>「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」</p>
<p>最三小判平成 6 年 2 月 8 日 ・平成元年（オ）第 1649 号 〔『逆転』事件〕 ※前科等にかかわる事実が実名により出版物で公表された事例</p>	<p>「みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである」</p>
<p>最三小判平成 7 年 9 月 5 日 ・平成 4 年（オ）第 10 号 〔関西電力事件〕 ※会社が、従業員が特定政党の党员又はその同調者であることのみを理由として、職制等を通じて、職場の内外で継続的に監視等した事例</p>	<p>「退社後同人らを尾行したりし、……、ロッカーを無断で開けて私物である『民青手帳』を写真に撮影したりしたというのである。そうであれば、これらの行為は、……そのプライバシーを侵害するものでもあって、同人らの人格的利益を侵害するものというべく、……、それらは、それぞれ上告人の各被告上告人らに対する不法行為を構成するものといわざるを得ない」</p>
<p>最三判平成 14 年 9 月 24 日 ・平成 13 年（オ）第 851 号 〔石に泳ぐ魚事件〕 ※プライバシー等の侵害に基づく小説の出版の差止めが憲法 21 条 1 項の表現の自由に違反するものであるか争われた事例</p>	<p>「原審の確定した事実関係〔経歴、身体的特徴、家族関係等によって実在の人物と同定可能な人物が登場する小説内において、当該小説の人物が顔面に腫瘍を有することや父親が逮捕された経歴があることなどの記述がなされていること〕によれば、公共の利益に係わらない被告上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被告上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等により被告上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである」(○内補足)</p>
<p>最二小判平成 15 年 3 月 14 日 ・平成 12 年（受）第 1335 号 〔長良川事件〕 ※犯行時少年だった者の犯人情報及び履歴情報が実名類似的な仮名により週刊誌に掲載された事例</p>	<p>「本件記事に記載された犯人情報〔被告上告人が起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること〕及び履歴情報〔経歴や交友関係等の詳細な情報〕は、いずれも被告上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたい被告上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである」(○内補足)</p>

<p>最二小判平成 15 年 9 月 12 日          ・平成 14 年（受）第 1656 号          〔早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件〕          ※大学主催の講演会に参加申込みした学生の氏名・住所等の情報を、大学が警察に開示した事例</p>	<p>「このような個人情報〔学籍番号、氏名、住所、電話番号〕についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、……本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」(○ 内補足)</p>
<p>最一小判平成 20 年 3 月 6 日          ・平成 19 年（才）第 403 号          〔住基ネット事件〕          ※行政機関が住基ネットにより住人の個人情報を収集・利用・管理することが争われた事例</p>	<p>「憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」</p>
<p>最三小決平成 29 年 1 月 31 日          ・平成 28 年（許）第 45 号          〔Google 検索結果削除請求事件〕          ※プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL、表題、抜粋を検索結果から削除することを求めた事例</p>	<p>「児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではある……」</p>
<p>最二小判平成 29 年 10 月 23 日          ・平成 28 年（受）第 1892 号          〔ベネッセ事件〕          ※通信教育等を目的とする会社が管理していた顧客の個人情報が流出した事例</p>	<p>「本件個人情報〔未成年者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号並びにその保護者としての上告人の氏名といった上告人に係る個人情報〕は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである……」(○ 内補足)</p>
<p>最二小判令和 2 年 10 月 9 日          ・令和元年（受）第 877 号・第 878 号          〔家裁調査官論文事件〕          ※少年保護事件における対象少年のプライバシー情報を含む論文が雑誌や書籍に掲載された事例</p>	<p>「本件プライバシー情報は、被上告人の非行事実の態様、母親の生育歴、小学校における評価、家庭裁判所への係属歴及び本件保護事件の調査における知能検査の状況に関するものであるところ……その秘匿性は極めて高い」</p>
<p>最二小判令和 4 年 6 月 24 日          ・令和 2 年（受）第 1442 号          〔ツイッター投稿記事削除請求事件〕          ※プライバシーに属する事実を摘示するメッセージの削除を情報ネットワークの運営者に求めた事例</p>	<p>「本件事実〔旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕され、建造物侵入罪により罰金刑に処せられ、その罰金を納付した事実〕は、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実である」(○ 内補足)</p>

プライバシーは、伝統的には「ひとりにしておいてもらう権利」、「私生活の平穏を守るための権利」として捉えられてきました。そのような権利の側面も維持しつつ、特に情報通信技術の発達に伴って、プライバシーは、自分の情報をコントロールできる／自分の情報の取扱いを決定できる権利であるという、「自己情報コントロール権」あるいは「情報自己決定権」として捉えられるようになりました。

## 4.2. プライバシー侵害の判断

プライバシー侵害の判断にあたっては、前科や前歴等が問題となった事案において、プライバシーに関する事実を公表されない法的利益と、これを公表する理由とを比較衡量して、前者が後者に優越する場合に、侵害が成立すると解している最高裁判例が複数あります（前掲〔『逆転』事件〕、前掲〔長良川事件〕、前掲〔Google 検索結果削除請求事件〕、前掲〔家裁調査官論文事件〕、前掲〔ツイッター投稿記事削除請求事件〕）。「公表されない法的利益」と「公表する理由」とを比較衡量するにあたっては、以下に示すように、事案に応じて様々な事情が考慮されています。



最高裁判例における比較衡量の要素

前掲・『逆転』事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• その者のその後の生活状況</li> <li>• 事件それ自体の歴史的又は社会的な意義</li> <li>• その当事者としての重要性</li> <li>• その者の社会的活動及びその影響力</li> <li>• プライバシー情報が掲載された著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性</li> </ul>
前掲・長良川事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位</li> <li>• 犯罪行為の内容</li> <li>• 公表により被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度</li> <li>• 本件記事の目的や意義</li> <li>• 公表時の社会的状況</li> <li>• 本件記事において当該情報を公表する必要性 など</li> </ul>
前掲・Google 検索結果削除請求事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該事実の性質及び内容</li> <li>• 当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲と その者が被る具体的被害の程度</li> <li>• その者の社会的地位や影響力</li> <li>• 記事等の目的や意義</li> <li>• 記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化</li> <li>• 記事等において当該事実を記載する必要性 など</li> </ul>
前掲・家裁調査官論文事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件プライバシー情報の性質及び内容</li> <li>• 本件各公表の当時における被上告の年齢や社会的地位</li> <li>• 本件各公表の目的や意義</li> <li>• 本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性</li> <li>• 本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度</li> <li>• 本件各公表における表現媒体の性質 など</li> </ul>
前掲・ツイッター投稿記事削除請求事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件事実の性質及び内容</li> <li>• 本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度</li> <li>• 上告人の社会的地位や影響力</li> <li>• 本件各ツイートの目的や意義</li> <li>• 本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化 など</li> </ul>

個人に関する情報を扱う際には、個人情報保護法上は問題にならない場合であっても、プライバシーが問題になることがあるため、留意が必要です（例として、第5章 Q16 参照）。

## 5. 権利問題 Q&A

本章では、DH 研究を実践するにあたって、研究者が直面する可能性がある主な権利問題について、著作権との関係を中心にしつつ、肖像権、個人情報、プライバシーの問題についても言及した Q&A をまとめています。

本章では「研究データ」という表現を用いています。研究データは本来、デジタル・非デジタルを問わず、研究活動を進める上で収集または生成する情報全般を指すものですが、本章で「研究データ」というときは、「DH 研究のために収集または生成されるデジタル形式のデータ」を指すものとして用いています。

### 5.1. 総論

Q1. データには著作権はないと聞きました。研究データとして利用されるものであれば著作権などの権利を気にせず、自由に利用できるのでしょうか？

【著作権】【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

#### 【著作権】

著作権法では、思想または感情の創作的な「表現」が著作物として保護されます（著作権法 2 条 1 項）。著作物として認められる創作性には、高度な創作性は要求されておらず、例えば幼稚園児が描いた絵も著作物として認められます。

一方、実験結果のデータなど、事実を単純に示したに過ぎないものや、誰が表現しても同じようなものになる表現については、著作物として認められません。これは、データの作成や収集に労力や金銭が投じられていたとしても変わりません。「研究データ」というときには、主に自然科学の研究における実験データなどが想定される場合が多いため、「データには著作権はない」などと言われることがあります。

しかし、研究に用いられるデータには様々なものが含まれます。その中には著作物として保護されるものも少なくありません。例えば、写真や地図などの画像データは、研究データとして分析対象にもなりますが、多くの場合は著作物として保護されています。したがって、研究データだからといって、著作物ではないと一概には言えないため、研究データの内容に応じて個別に判断する必要があります。

個々の研究データが著作物ではない場合であっても、そのような研究データにより構成されたデータベースは、著作物として保護される場合があります。データベースは、「情報の選択」または「体系的な構成」に創作性がある場合に、著作物として保護されます（著作権法 12 条の 2 第 1 項）。ただし、データベースとして保護される場合であっても、データベースを構成するデータそれ自体に著作権が認められるわけではなく、データベースを構成するデータ単体の利用にまでデータベースの著作権が及ぶものではありません。

#### 【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

研究データに著作権がない場合であっても、肖像権、個人情報、プライバシーは問題になり得ますので、注意する必要があります。例えば、人物が写った写真をデータとして用いる場合には肖像権や個人情報、プライバシーが、アンケートの個票データには個人情報やプライバシーが問題になり得ます。

Q2. 著作権や肖像権、個人情報、プライバシーはいつまで保護されますか？

【著作権】【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

### 【著作権】

著作権は、原則として、著作物の創作時から著作者の死後 70 年経過するまで保護されます（著作権法 51 条）。

無名または周知ではない変名（ペンネームなど）の著作物や、法人などの団体名義の著作物、映画の著作物については、原則として公表から 70 年間保護されます（著作権法 52 条、53 条、54 条）。

ただし、これらは原則であって、昔の写真の著作物などは、存続期間に関する法改正が多く、公開された時期により存続期間が大きく異なります（Q3 参照）。また、存続期間が原則死後 70 年間となったのは 2018 年 12 月 30 日からであり、それ以前は死後 50 年間で原則でした（例えば、1967 年に死亡した研究者が単独で執筆した著作物の著作権は、2017 年 12 月 31 日の経過により存続期間が満了しています）。なお、一度存続期間が満了した著作物は、その後に法改正で存続期間が延長されたとしても、権利を復活させる措置は採らないという原則があります（「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」18 条 2 項）。さらに、連合国および連合国民が第二次世界大戦の戦前・戦中に取得した著作権については、いわゆる「戦時加算特例法」により、通常よりも存続期間が長くなっています。著作権の存続期間の計算は非常に複雑であり、詳細は下記参考文献などを参照してください。

### 〈参考〉

- 数藤雅彦＝橋本阿友子「第 2 章 保護期間満了（パブリックドメイン）の判断基準」福井健策監修、数藤雅彦責任編集『デジタルアーカイブ・ベーシックス 1 権利処理と法の実務』17 頁以下（勉誠出版、2019 年）
- 文化庁「著作物等の保護期間の延長に関する Q&A」  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\\_chosakuken/1411890.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html)

### 【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

肖像権（パブリシティ権を含む）、個人情報、プライバシーは、その対象となる人が生存している間保護され、故人のものについては保護されないと考えられています。ただし、故人に関する情報の利用が、遺族の個人情報やプライバシー情報でもある場合には、生存する遺族自身の情報として、保護される場合があります。

また、故人に対する遺族の「敬愛追慕の情」も一種の人格的法益として保護すべきとされており、「故人に対する敬愛追慕の情を受認し難い程度に害した」という場合」には不法行為の成立を肯定すべきと裁判例では判示されています（東京高判昭和 54 年 3 月 14 日・昭和 52 年（ネ）第 1829 号〔落日燃ゆ事件〕）。なお、同判決では、「死者に対する遺族の敬愛追慕の情は死の直後に最も強く、その後時の経過とともに軽減して行くものであることも一般に認めるところであり、他面死者に関する事実も時の経過とともにいわば歴史的事実へと移行して行くものといえることができるので、年月を経るに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきである」とも判示されています。

なお、死者のパブリシティ権について、日本では保護されていないものの、米国のカリフォルニア州やニューヨーク州では、各州の法律に定められた一定の要件の下で保護されています。また、個人情報についても、EUのGDPRでは、死者の個人データにはGDPRは適用されないとされている一方で、加盟国は死者のデータの取扱いに関する規定を設けることができるとされており（GDPR前文27）、加盟国のデータ保護法も確認する必要があります。

遺族の人格的法益を害するおそれがある利用である場合は、遺族に故人に関する情報の利用可否について事前に確認することが望ましいでしょう。

Q3. 写真の著作物は、いつまで保護されますか？

【著作権】

#### 【著作権】

写真の著作物の著作権の存続期間は、数回の法改正により、非常に複雑になっています。

現在の著作権法は、1971年1月1日から施行されました。そのため、1970年以前に創作された著作物には、まずは旧著作権法の適用を考える必要があります。

旧著作権法における写真の著作物の存続期間は、原則として発行または（発行されなかった場合は）創作の翌年から13年間となっています（旧著作権法23条1項、52条3項）。したがって、少なくとも1956年末までに発行された写真については、存続期間が満了しており、著作権は消滅しています（戦時加算は別途考える必要があります）。

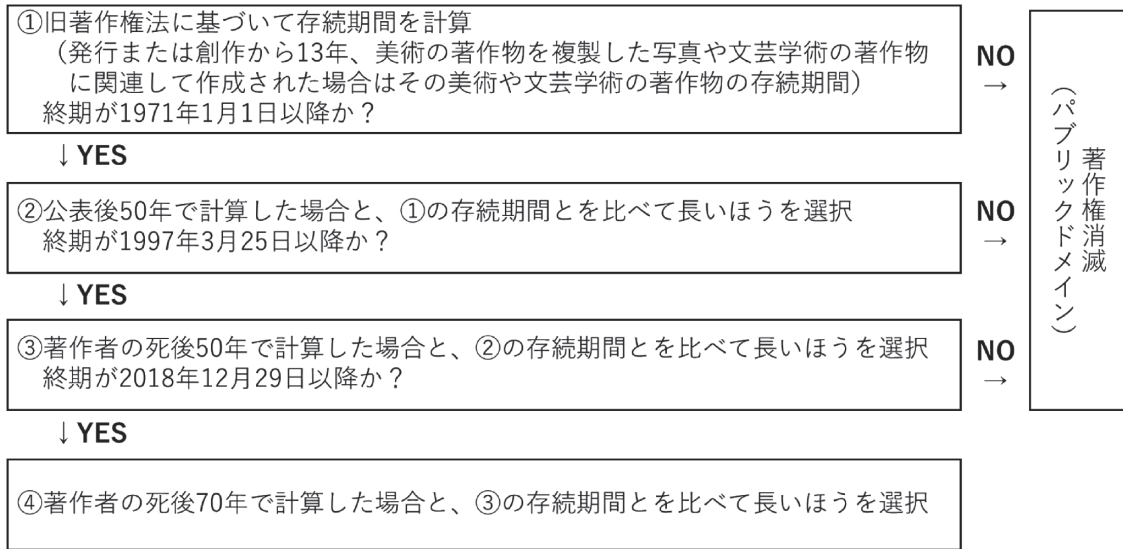
ただし、1956年末までに発行された国内で撮影された写真であっても、美術の著作物を複製した写真や、文芸学術の著作物のために作製された写真、または、文芸学術の著作者が注文して作製させた写真は、その美術や文芸学術の著作物と同じ存続期間になるため、注意が必要です（旧著作権法23条3項、24条）。

1971年以降も存続期間が続く著作物については、1971年に施行された著作権法が適用されます。それ以降も、存続期間について法改正があった場合には、法改正の施行時に存続期間が続いている著作物には、法改正後の存続期間が適用されます。

1971年施行時、写真の著作物の存続期間は、公表後50年間となっていました。1997年3月25日には、写真の著作物の存続期間を、他の著作物と同様に著作者の死後50年とする法改正が施行されました。さらに、2018年12月30日には、存続期間を著作者の死後70年間とする法改正が施行されました。それぞれの施行までに存続期間が満了していない写真の著作物には、法改正後の存続期間が適用されます。

まとめると、写真の著作物の存続期間については、以下のようなフローで計算することになります。

写真の著作物の存続期間の計算フロー



出所：数藤＝橋本（2019年）29頁表7を一部改変して作成

なお、旧著作権法では、嘱託による肖像写真の著作権は、嘱託者に帰属するとされており、撮影者が著作者にはならない場合があります（旧著作権法25条）。また、文芸学術の著作物のために作製された写真、または、文芸学術の著作者が注文して作製させた写真についても、撮影者ではなく、文芸学術の著作者が写真の著作者とされていました（旧著作権法24条）。現在の著作権法にはこのような規定はなく、いずれの場合も原則として撮影者が著作者になります。

〈参考〉

- 数藤雅彦＝橋本阿友子「第2章 保護期間満了（パブリックドメイン）の判断基準」福井健策監修、数藤雅彦責任編集『デジタルアーカイブ・ベーシックス1 権利処理と法の実務』27-30頁（勉誠出版、2019年）

Q4. 平安時代の絵巻物や陶磁器をスキャンや写真に撮ることでデジタル化し、そのデータを研究に使いたいと思っています。平安時代のものなので著作権は問題ないと思うのですが、デジタル化したデータには新たに著作権が生じるのでしょうか？

【著作権】

【著作権】

デジタル化（撮影行為やスキャン行為）によって、もとの著作物にはない新たな創作的な表現が生じた場合には、デジタル化したデータにも、もとの著作物とは別に著作権が生じます。

平面のものをスキャンした場合や正面から撮影してデジタル化する場合、特に研究目的でのデータ化に際しては、原画をできるだけ忠実に再現する必要があり、誰がデジタル化してもほとんど同じデータになることから、創作的な表現は生じておらず、データに新たな著作権は生じない場合が多いと考えられます（参考：東京地判決平成10年11月30日・昭和63年（ワ）第1372号〔版画写真事件〕）。したがって、絵巻物



をスキャンしたデータには著作権は生じないと考えられます。

立体のものを撮影する場合には、その被写体の組合せや配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等に創作性が認められ、新たな著作権が生じる場合が多いと考えられます（参考：知財高判平成18年3月29日・平成17年（ネ）第10094号〔スメルゲット事件〕、東京地判平成27年1月29日・平成24年（ワ）第21067号〔IKEA商品写真事件〕）。一方、立体のもの全体を3Dスキャンして、3Dデータとして現物をできるだけ忠実に再現する場合には、平面のものを正面から撮影した場合と同様に、誰がスキャンしてもほとんど同じものになることから、創作的な表現は生じておらず、3Dデータには新たに著作権が生じない場合が多いと考えられます。ただし、3Dデータ化する際に、色彩を工夫したり、デフォルメするなどした場合には、創作性が認められ、著作権が生じる場合があります。

Q5. 明らかに著作権の存続期間が満了している古文書について、古文書の所有者からデジタル化や公開にあたって条件を提示されています。著作権がないにもかかわらず、このような条件は有効なのでしょうか？

【著作権】

【著作権】

著作権の存続期間が満了している場合、デジタル化やデジタル化したデータの公開にあたって、所有者が著作権に基づいて条件を付けることはできません。ただし、資料の所有者は、その資料の所有権を有しています。所有権とは、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益および処分をすることができる権利のことを言います（民法206条）。資料の所有者は、所有権に基づき、デジタル化のために資料の現物を貸し出すかどうかを決めることができます。貸し出す際に、デジタル化や公開についての契約を結ぶことは妨げられず、契約した場合には、契約当事者は原則としてその契約を守る必要があります（契約内容が公序良俗違反の場合など、例外的に契約が無効になる場合もあると考えられます）。

そもそも、著作権と所有権とは、まったく別の権利です。たとえば、所有者とは別のルートからデジタル化した資料のデータを入手した場合に、そのデータを公開することは、著作権の存続期間が満了しているものについては、所有者の意思とは関係なく行うことができます。著作物である資料の所有権は、有体物としての資料に対する権利にとどまり、無体物である著作物には、その権利は及びません。最高裁判例では、「著作権の消滅後に第三者が有体物としての美術の著作物の原作品に対する排他的支配権能をおかすことなく原作品の著作物の面を利用したとしても、右行為は、原作品の所有権を侵害するものではないというべきである」と判示されています（最二小判昭和59年1月20日・昭和58年（オ）第171号〔顔真卿自書建中告身帖事件〕）。

Q6. ある集落の歴史を調査するために、住民や関係者からヒアリングなどで情報を収集したいと思っています。子どもから高齢者まで、様々な方がヒアリング対象になるのですが、個人情報保護法やプライバシーの観点から、取扱いに特に留意すべき対象はいますか？

【個人情報】【プライバシー】

【個人情報】【プライバシー】

子どもや高齢者、障害者、被差別部落等に関する情報は、個人情報保護法の一般的なルールの遵守に加え

て、より配慮した取扱いが求められると考えられます。

例えば、障害に関する情報や被差別部落に関する情報は、要配慮個人情報として保護され得る情報であり、要配慮個人情報に当たる場合には、通常の個人情報に比べて厳しい規律が課されます（第3章3.1の「要配慮個人情報」の項目を参照）。また、障害に関する情報や被差別部落に関する情報の公開は、プライバシー侵害になる場合もあります（参考：東京地判令和3年9月27日・平成28年（ワ）第12785号等）。

子どもや高齢者の個人情報については、自身の個人情報の利用について同意したことによって生じる結果を判断できる能力を十分に有しているかといった観点から、より配慮が求められます。個人情報保護委員会は、ケースバイケースではあるものの、一般的に12歳から15歳までの年齢以下の子どもについては、親などの法定代理人等から個人情報の利用について同意を得る必要があると説明しています（個人情報保護委員会『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A」Q1-62）。また、EUの「一般データ保護規則（GDPR）」では、年齢に応じた同意に関する特別な保護規定を置いており、米国には「児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）」という法律があります。欧州の複数の国や中国、韓国でも、子どもの個人情報についての特別な法律などを設けています。日本の個人情報保護法には、子どもの個人情報についての特別な規定はないものの、2023年11月に開催された第261回個人情報保護委員会では、今後の法改正にあたっての検討の視点の例の一つとして、子ども等の個人情報の取扱いについて示されています。

#### 〈参考〉

- 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2-3 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）（平成28年11月、令和5年12月一部改正）  
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 個人情報保護委員会『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A』（平成29年2月16日、令和5年12月25日更新）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2312\\_APPI\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2312_APPI_QA.pdf)
- 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」第261回個人情報保護委員会 資料2-1（令和5年11月15日）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231115\\_shiryoku-2-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231115_shiryoku-2-1.pdf)

Q7. 研究機関の職員が職務上作成した資料は、職務著作として研究機関が著作権を持つことになるのでしょうか？

#### 【著作権】

#### 【著作権】

通常、著作物を創作した人がその著作物の著作者になりますが、創作した人間ではなく、法人などが著作者になり、著作権を持つ場合があります。そのような著作物は、「職務著作」と呼ばれます。職務著作として認められるためには、次の5つの要件をすべて満たす必要があります（著作権法15条1項）。

職務著作として認められる要件

- ① 法人その他の使用者（国や会社など）（まとめて「法人等」という）の発意に基づき、著作物の作成が

行われていること

- ② 法人等の業務に従事する者が著作物を作成したこと
- ③ 職務上作成する著作物であること
- ④ 法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること  
※プログラムの著作物の場合は、④の要件は不要（著作権法 15 条 2 項）
- ⑤ 著作物の作成時の契約や勤務規則などで別段の定めがないこと

研究機関の職員が作成した資料についても、上記の 5 つの要件（プログラムの著作物の場合は④以外の 4 つの要件）を満たすものであれば、研究機関が著作者になり、著作権を持つことになります。

## 5.2. 研究データ等の取得時・利用時

Q8. 研究データの取得時に、研究データの提供者と利用方法等について契約や合意を結ぶ場合には、紙の契約書が必要でしょうか？電子メールで契約書の電子ファイルをやり取りすることでも問題ないでしょうか？

【その他】

【その他】

研究データを取得する際は、今後の公開や利活用についての契約（合意）を結ぶことが重要です。研究データの利用時における適切な権利処理に関する契約がなされていれば、その契約に従って研究データを利用することができます。

契約について、民法では、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する」（民法 522 条 1 項）、「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない」（同 2 項）と定められており、原則として契約の成立に書面は必要ありません。したがって、電子メールでの契約はもちろん、口頭での契約であっても、契約として成立します。

もっとも、口頭での契約は、「言った、言わない」などのトラブルが生じやすく、内容の証明も困難であるため、電子メールあるいは書面で合意した内容を残しておくことをおすすめします。電子メールの場合は、メールサーバの容量オーバーなどで自動削除されることを防止するためや、機関内での合意内容の共有、担当者変更の際の引継ぎなどのために、別途保存しておくことをおすすめします。

なお、書面などのタイトルが「契約書」ではなく、「覚書」や「合意書」などであっても、その内容が民法の定める「契約」に合致するものであれば、法的な効力に違いはありません。



Q9. ある論文誌の DH 研究特集号の刊行にあたって、私の専門分野と関連する過去の DH 研究をまとめたレビュー論文の執筆を依頼されました。レビュー論文では、通常の論文と比べて過去の論文に関する記載が多くならざるを得ず、自分の見解は少なめになってしまうのですが、このような利用は引用に該当するのでしょうか？

【著作権】

#### 【著作権】

著作権法上の引用は、公表された著作物について、①公正な慣行に合致するものであること、②引用の目的上正当な範囲内で行なわれること、を共に満たす必要があります（著作権法 32 条 1 項）。引用の要件については様々な議論がありますが、文化庁著作権課が作成している「著作権テキスト」では、引用の条件として、①公正な慣行に合致するものであることの例として、引用する必然性があること、カギ括弧などで引用する部分が明確であることなどが示されています。また、②引用の目的上正当な範囲内で行なわれることの例として、引用部分とそれ以外の部分との主従関係が明確であること、引用される分量が必要最小限度の範囲であることなどが示されています。また、出所の明示も原則として必要です（著作権法 48 条 1 項）。

レビュー論文において過去の論文等を紹介する際に、過去の論文等の表現をそのまま利用するのではなく、同じ内容を異なる表現で紹介している場合には、過去の論文等に表されたアイデアを利用しているに留まり、著作権は問題にならないと考えられます（ただし、異なる表現であるとしても、元の表現と似た表現である場合には、翻案にあたる可能性があります）。

過去の論文の表現をそのまま利用する場合、引用として認められるためには、上記の通り、①公正な慣行に合致するものであること、②引用の目的上正当な範囲内で行なわれること、を共に満たす必要があります。①については、レビュー論文の性質上、過去の論文の引用には必然性があり、引用部分をカギ括弧などで明確にすることで、要件を満たすと考えられます。②については、レビュー論文では筆者自身の主張が少なくなる傾向があり、過去の論文等からの引用部分が多くなるため、引用部分とそれ以外の部分との主従関係が逆転していると思われるかもしれません。しかし、著作権法の条文上求められているのは、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」ことであり、主従関係はその一例にすぎません。レビュー論文において過去の論文等を引用する目的は、過去の論文等の内容をまとめ、それらをレビューすることにあるため、各論文等から引用される分量が必要最小限であれば、それらを合わせた引用部分が論文の大部分を占めるとしても、引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものと解釈できると考えられます。

#### 〈参考〉

- 文化庁ウェブサイト「令和 5 年度著作権テキスト」70 頁

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

Q10. 著名な小説家の遺族から、遺族の総意として、その小説家が生前に執筆した未出版の原稿を公開の上、ほかの研究者にも利用してほしいと寄贈を受けました。この原稿を引用などで利用することはできますか？

【著作権】

【著作権】

引用として認められるには、公表された著作物であることが要件の一つとなっているため、未公表の著作物を引用することはできません。ただ、以下の通り、今回の場合は寄贈された原稿を公開した後に引用することができると考えられます。

著作物の公表に関して、著作者には、公表権という権利があります（著作権法 18 条）。公表権とは、著作者自身が公表するかどうかを決めることができる権利を意味します。未出版の著作物を公表するか否かやそのタイミングを決める権利は、著作者にあるため、著作者の許諾なしに利用することはできません。公表権は、著作者が亡くなった後も、著作者が生存しているとしたら侵害となるような行為はできませんが、著作者の意を書しないと認められるような利用については可能です（60 条）。

今回の場合は、遺族の総意として公開して利用してほしいと寄贈されたものであることから、公表した後に引用することができると考えられます。

Q11. ある言葉の使われ方が、現在に至るまでにどのように変化したかを調べるために、雑誌や書籍、インターネットの記事などのテキストを収集し、テキストマイニングをしたいと考えています。また、論文化の際には、各年代でどのように使用されているかを示すために、記事などの一部を掲載したいと考えています。著作権法上の問題はありますか？

【著作権】

【著作権】

著作権法において、「情報解析」とは「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう」（著作権法 30 条の 4 第 2 号）と定義されています。情報解析には、「多数の著作物」を用いた情報解析だけでなく、「大量の情報」から情報を抽出して解析を行うことも含まれます。例えば 1 つの著作物に含まれる大量の情報を抽出して解析することも「情報解析」に含まれます。なお、手作業による情報解析も権利制限の対象になっています。

30 条の 4 では、情報解析のために著作物を利用することは、著作物に表現された思想・感情を享受しない利用（非享受利用）として、必要と認められる限度であれば、著作権者の利益を不当に害する場合を除いて、認められています（30 条の 4 第 2 号）。テキストマイニングも著作権法上の「情報解析」にあたり、また、今回の場合のような利用は著作権者の利益を不当に害するような利用態様とも考えづらいため、30 条の 4 に基づき、著作物を利用することができると考えられます。

また、情報解析等の結果として、その目的上必要と認められる限度において、著作物を軽微な範囲で提供することは、著作権法 47 条の 5 第 1 項第 2 号により認められています。どの程度が「軽微」な利用といえるかは、外形的に判断されるものであり（例えば、利用される分量など）、利用目的に公共性があるとい

った要素は考慮されないとされています。文化庁著作権課は、「書籍などに含まれる大量の情報の中から必要な要素を抽出し、一定の特徴や傾向などを見出すなどの解析を行い、その結果を提供するサービスが想定され、当該解析結果の提供に付随して、当該解析結果の確認の便宜のために書籍中の本文の一部を利用することが権利制限の対象となる」と解説しています。

なお、近時の生成 AI の急速な発展を受けて、30 条の 4 をはじめとした著作権法における情報解析について、制度のあり方が文化庁などで議論されています（2024 年 2 月時点）。情報解析が認められない「著作権者の利益を不当に害する場合」について、今後ガイドラインなどで考え方が整理される可能性があります。

〈参考〉

- 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係）」（2019 年 10 月 24 日）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_17.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf)

Q12. あるコミュニティで使用されている言語や慣習等に関する情報を、研究に利用したいと思っています。法的な観点から、そのコミュニティから情報の利用についての承諾を得る必要はありますか？  
【その他】

【その他】

あるコミュニティで使用されている言語や慣習等について、そのコミュニティが法的な権利を有するとは現在の日本の法制度では考えにくく、法的な観点からはコミュニティからの承諾は不要と考えられます。

ただし、いわゆる「伝統的知識」については、その保護の在り方や、伝統的知識の利用により生じた利益のコミュニティへの還元などが世界的に議論されています。また、近年、いわゆる「文化の盗用」が問題となる事例も発生しています。コミュニティと伝統的知識への理解と敬意を持ち、伝統的知識を搾取するような利用ではないかを考える必要があるでしょう。

また、生物多様性条約は、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit - Sharing）」を目的の一つとしています。2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議では ABS に関する名古屋議定書が採択され、2017 年には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」が策定されています。例えば、遺伝資源を取得して我が国に輸入した者や、遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、指針が定める一定の要件を満たす場合は、環境大臣に報告書を提出することなどが求められています。

〈参考〉

- 環境省ウェブサイト「生物多様性条約」  
[https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/about\\_treaty.html](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/about_treaty.html)
- 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（平成 29 年 5 月 18 日）  
<https://www.env.go.jp/content/900509189.pdf>

### 5.3. 研究データ等の公開時

Q13. 学術雑誌に掲載された自分の論文をインターネット上で公開したいと思っています。自分が書いたものなので、公開しても問題ないでしょうか？

【著作権】【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

#### 【著作権】

自分の論文であっても、著作権は出版社に帰属している場合があるため、公開する前に確認する必要があります。投稿規程や著作権規程などで、著作権の帰属がどうなっているのかを確認してください。

また、著作権が自分にある場合であっても、投稿規程などに、「出版された版面（出版社版）の利用は認めない」旨の規定や、「発行から1年間はインターネット上で公開しないこと」といった規定がある場合があります。一方で、著作権を出版社等に譲渡している場合でも、出版社に受理された出版レイアウト前の原稿（著者最終稿）のインターネット上での公開を認めている場合もあります。

#### 【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

肖像権や個人情報・プライバシーについては、論文を紙媒体で公表する場合と、インターネット上で公開する場合とで、公開の態様が異なります。インターネット上で公開することによりその論文にアクセスすることができる人は、紙の場合と比べて急増します。そのため特に、出版物の発行部数が少数である場合や、アクセスできる読者が限定されているなどの状況で掲載されていた場合には、それをインターネット上で一般公開することは、その論文を従来よりも多数の人の目に触れさせることになるため、配慮が必要になると考えられます。

個人情報に関しては、学術研究機関等が個人データを含む論文を公表する場合、その公表が学術研究の成果の公表または教授のためにやむを得ない場合には、個人の権利利益を不当に侵害する恐れがある場合を除いて、個人データを含む論文を公表することができます（個人情報保護法27条1項5号）。

プライバシーに関しては、少年保護事件を題材として執筆された論文を、雑誌や書籍で公表した行為がプライバシー侵害になるかが争われた事件があります。その事件において、最高裁は、「本件論文の趣旨及び内容に照らしても、本件プライバシー情報に係る事実を記載することは本件論文にとって必要なものであったといえることができる。」「本件論文には、対象少年やその関係者を直接特定した記載部分はなく、実関係の時期を特定した記載部分もなかったものであり、上告人Y1は、本件論文の執筆に当たり、対象少年である被上告人のプライバシーに対する配慮もしていたといえることができる」として、事実関係を知る者が論文を読めば対象少年を特定でき得るものの、事実関係を知る者の範囲は限定されており、論文が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍で公表されたこと等を考慮して、プライバシー侵害を否定しています（最二小判令和2年10月9日・令和元年（受）第877号〔家裁調査官事件〕）。この判決では、読者が限定される専門誌や専門書籍で公表されたことも考慮されており、インターネット上で論文を公開していた場合には、異なる判断になっていた可能性があります。インターネット上での公表は、紙媒体の論文誌などでの公表と比べて、プライバシーには一層の配慮が必要になると考えられます。



Q14. 研究データを公開したいのですが、権利者が分からず、公開の許諾を得ることができないデータが含まれています。どのように権利処理すればよいでしょうか？

【著作権】【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

#### 【著作権】

著作権については、「裁定制度」を利用することが考えられます。裁定制度については、第1章「1.2 著作物を許諾なしで利用できる場合」の「裁定制度」の項目を参照してください。

#### 【個人情報】

個人データを第三者に提供するには、原則として本人の同意が必要です。ただし、学術研究機関等は、学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ない場合は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを公開することが可能です（個人情報保護法27条1項5号）。

#### 【肖像権】【プライバシー】

権利者の連絡先が分からない場合、そのデータを公開することでそれぞれの権利の侵害にあたるかどうかを検討する必要があります（第2章、第4章参照）。権利を侵害するおそれがある場合は、該当部分を削除する、ぼかしを入れるなどの処理を施すか、データを非公開にするかを検討する必要があります。

Q15. 複数のDH研究者から研究内容について講演をしてもらおう対面形式のシンポジウムを主催者として開催します。シンポジウムには一般の方もご参加いただき、質疑応答も予定しています。また、シンポジウムの動画をインターネット上で公開したいと思っています。著作権や肖像権について、どのような権利処理が必要でしょうか？

【著作権】【肖像権】

#### 【著作権】

講演自体にも各講演者に著作権が生じます。そのため、各講演者から動画の公開について許諾を得る必要があります。また、講演で用いた資料に著作物が含まれている場合、引用などの適法な利用であれば、資料自体を公開することや、資料が映った動画を公開することが可能です。なお、資料自体の公開に当たっても、各講演者の許諾が必要です。

次に、動画の著作権について確認が必要です。通常、動画の著作権は撮影者が有していますので、撮影者から著作権の譲渡を受けるか、利用許諾を得る必要があります。なお、所属組織が主催となってシンポジウムが開催される場合には、動画は職務著作になる場合も多いと考えられます（Q7参照）。

#### 【肖像権】

講演者の顔などの肖像等が映った動画を公開したい場合には、肖像権が問題となります。講演者については、一般参加者も参加する公開のシンポジウムに登壇することに了承しているものの、インターネット上での公開も含めて最初から講演を依頼したわけではないため、講演自体や講演資料の著作権の許諾を得る際に、肖

像権についても合わせて許諾を得る必要があります。

また、動画に一般参加者が映り込んでいる場合、一般参加者の肖像権が問題になります。シンポジウムの申込みページや会場の入口などに「録画され公開されますのでご了承ください」などと目立つように記載しておき、シンポジウム内でもその旨をアナウンスして、録画されたくない一般参加者がカメラに写らないように自分で行動できるようにする必要があります。もっとも、シンポジウム動画の公開に当たって、一般参加者の肖像等を映す必要性は低いと考えられますので、一般参加者が映り込まないようにトリミングしたり、顔にぼかしを入れるなどの処理をする必要があります。

Q16. 研究活動の一環で、ある集落の長から、その集落で行われている行事について口述してもらい、そのオーラルヒストリーを動画で撮影しました。その動画を研究目的で利用する研究者を対象を限定して提供したいと思っています。語り手である集落の長から許諾を得れば問題ないでしょうか？

【著作権】【肖像権】【個人情報】【プライバシー】

#### 【著作権】

動画の提供にあたっては、オーラルヒストリーの語り手が口述部分についての著作権を持つため、語り手の許諾が必要です。また、動画の場合は、動画の撮影者に動画の著作権が生じている場合も多いと考えられるため、撮影者が研究者本人ではない場合は、撮影者の許諾も必要になります。

#### 【個人情報】

口述内容に個人情報が含まれる場合でも、動画内の個人情報は、通常は「個人データ」として管理されているものではないと考えられるため、動画の提供は問題ないと考えられます。また、今回の語り手である集落の長は、通常は事業として個人情報を扱う者とはいえ、個人情報取扱事業者には当たらないと考えられます。

なお、他の研究者に提供する情報に個人データが含まれる場合は、原則として本人の同意が必要です。ただし、学術研究機関等が個人データを学術研究目的で提供する場合がある場合、または、提供される第三者が学術研究機関等であって個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを提供することが可能です（個人情報保護法 27 条 1 項 6 号・7 号）。

#### 【肖像権】【プライバシー】

個人情報保護法上は問題なくとも、オーラルヒストリー中で語られる内容次第では、登場人物のプライバシーや語り手の肖像権が問題になる場合があります。今回は、提供範囲が研究目的での研究者に限定されることから、インターネット上で一般公開する場合と比べて影響は小さいと考えられるものの、少なくとも語り手からは、動画の利用内容を明記して、上記の著作権も含めて肖像権についての同意を取るようしてください。登場人物に関する事柄についても、プライバシーや肖像権の侵害となる可能性が高い場合（検討に当たっては Q13 も参照）は、対象者から許諾を得るか、動画を加工するなどして権利を侵害しないような措置を講じる必要があります。

Q17. 私の所属組織が所蔵している古文書をスキャンしてデータ化し、公開したいと考えています。そのデータの利用に際して、利用者には出典を明記してもらいたいと考えています。そこで、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）の CC BY を付したいと考えていますが、何か問題がありますか？他に適切な手段はありますか？

【著作権】

【著作権】

CC ライセンスを用いる場合には、CC ライセンスを付すデータが著作物であり、かつ、自身が著作権者でなければなりません（その著作物を所有しているだけで、著作権も有することにはなりません）。自分が著作権を有している研究データに CC ライセンスを使用することは、問題ありません。

一方で、自分が著作権者ではない著作物に、著作権者に無断で CC ライセンスを使用したり、著作権が満了した著作物や著作権がないデータに CC ライセンスを使用しても、そもそも有効ではないと考えられます。CC ライセンスでは、「本パブリック・ライセンスは、ここでライセンスされた著作権およびそれに類する権利が有効な期間、適用されます」（CC BY 4.0 リーガル・コード 6 条 a 項）とされているためです。

今回の場合、古文書の著作権の存続期間は満了しており、また、スキャンによるデジタル化では通常、著作権は新たに生じていないと考えられますので、CC ライセンスを使用しても有効ではないと考えられます。

著作権がないデータに付与するライセンス表示の例として、「Rights Statements」（RS）があります。RS には、著作権が存在する場合や存在しない場合、著作権の状態が明確でない場合のマークがそれぞれ用意されています。著作権がない場合のマークの一つに、「NO COPYRIGHT – CONTRACTUAL RESTRICTIONS（著作権なし – 契約による制限あり）」というものがあります。出典の明記が必要など、何らかの制限があるデータについては、このマークを付した上で、利用の条件をわかりやすく示すとよいでしょう。

もっとも、パブリックドメインである古文書の利用に出典の明記を求めることは、法的な根拠がないことから、利用の条件としてではなく、あくまで「お願い」として記載することも考えられます（例：ジャパンサーチ「サイトポリシー」内の「（データ利用に当たってのお願い）」を参照）。

〈参考〉

- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」  
<https://creativecommons.jp/licenses/>
- RightsStatements.org  
<https://rightsstatements.org/en/>
- 数藤雅彦「動向レビュー：Rights Statements と日本における権利表記の動向」カレントアウェアネス 343 号（2020 年）  
<https://current.ndl.go.jp/ca1973>
- ジャパンサーチ「サイトポリシー」  
<https://jpsearch.go.jp/policy>
- デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会「『デジタルアーカイブ活動』のためのガイドライン」（令和 5 年 9 月）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/index.html)

Q18. 以前に公開した資料に付与した CC ライセンスを別の種類の CC ライセンスに変更したいのですが、可能でしょうか？

【著作権】

【著作権】

CC ライセンスに関する公式 FAQ では、CC ライセンスは取消できないとされています。これは、CC ライセンスの詳細な内容が記載されているリーガル・コードに、「本パブリック・ライセンスの条項に従い、許諾者はあなたに対し、ライセンス対象物について、……取消不可なライセンスを付与します：……」（CC BY 4.0 リーガル・コード 2 条 a 項 1 号）とあるためです。そのため、CC ライセンスを変更することは、原則としてできないと考えられます。ただし、公式 FAQ では、二つの異なるライセンスを付けられた場合、利用者はどちらを選んでもよいとされており、追加でライセンスを付与することは可能です。

なお、著作権者でない、あるいはパブリックドメインに CC ライセンスを付与していた場合には、CC ライセンスは有効に機能していないと考えられます（Q17 参照）。そのため、そのような場合に、CC ライセンスを削除することや PDM マークなどに変更することは問題ないと考えられます。

CC ライセンスを使う際の注意点などは、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのウェブサイトに FAQ が掲載されていますので、ご参照ください。

〈参考〉

- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「FAQ よくある質問と回答」  
<https://creativecommons.jp/faq>
- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「FAQ 詳細版」  
<https://creativecommons.jp/faq/detail/>
- Creative Commons「CC BY 4.0 リーガル・コード」  
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>

Q19. 古文書をスキャンしたデータを公開するにあたって、写真撮影や公開にあたってのサーバ管理などにコストがかかっているため、利用者に対してコストを賄う範囲で利用料を課したいと考えています。そういった対応は可能でしょうか？

【著作権】【その他】

【著作権】【その他】

研究データに著作権が生じている場合は、著作物の利用についての許諾を得る契約において、利用料を課することが可能です。今回の場合は古文書ということなので、著作権の存続期間は満了していると考えられること、また、スキャンによって通常は新たに著作権が生じないことから（Q4 参照）、著作権を根拠に利用料を課することはできないと考えられます。

研究データに著作権が生じていない場合であっても、提供者と利用者との間で、研究データの利用料を支払う内容の契約が合意に至れば、利用料を課することは可能です。ただし、契約が有効に機能するのは、契約当事者のみになります。例えば、契約した利用者が、契約で認められる範囲で論文等に研究データを掲載した場合に、契約した利用者以外の第三者が、論文等に掲載された研究データを利用したとしても、その第三



者とは契約が成立していないため、第三者に対して利用料を請求することはできません。

Q20. 研究に用いたデータを公開するにあたって、所属機関にはデータの公開に適したリポジトリがないため、外部プラットフォームを使って公開したいと考えています。データの公開に当たっての権利処理は済ませているのですが、外部のサービスを利用して公開する際の留意点はありますか？

【その他】

【その他】

外部プラットフォームを利用する場合、通常は利用規約に従う必要があります。利用規約には、アップロードされたファイルについて、運営元やサービス利用者がどのように利用できるかが記載されている場合があります。例えば、資料を改変して利用してほしくないと思っても、「アップロードされたファイルは、サービスの運営元や利用者が複製や改変などして自由に利用することができる」などと利用規約に書かれている場合は、改変を禁止することはできません。外部プラットフォームを利用して資料を公開する場合は、自身の望む公開ができるのか、利用規約を確認しましょう。

(別紙)

DH 権利問題支援ツール検討会  
メンバー・開催概要

〈メンバー〉

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授

北岡 タマ子 人間文化研究機構人間文化研究創発センター研究員 (特任准教授)

鈴木 康平 人間文化研究機構人間文化研究創発センター研究員 (特任准教授)

数藤 雅彦 五常総合法律事務所弁護士

(五十音順、敬称略)

〈開催概要〉

第1回 2023年9月19日

主な議題：DH 権利問題支援ツールの方向性について

第2回 2023年11月16日

主な議題：著作権

第3回 2024年1月24日

主な議題：肖像権、個人情報、プライバシー

第4回 2024年2月1日

主な議題：個人情報、プライバシー

第5回 2024年2月21日

主な議題：来年度以降に検討すべき事項

